

令和8年度 長柄町立日吉小学校「いじめ防止基本方針」

【「いじめ」の定義】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

（「法」第2条より）

1 いじめ問題に対する学校の基本理念

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

また、いじめを行った児童生徒や保護者に対しても、同様に心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、十分な支援の手を差し伸べていかななければならない。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめは、まず原因を追及してこれに対処していかなければ、学校のみならず、社会から真の「いじめ撲滅」には至らない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることであることについて、児童生徒が十分に理解できるよう、いじめ防止等のための対策を行う。

（「法」第3条より）

2 学校いじめ対策組織について

（1）組織対応の基本的な考え方

教育委員会・スクールカウンセラー・保護者等と連携を図りながら、いじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

児童の問題行動等への対応を目的とした「生徒指導委員会」に加え、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、関係機関と連携を図りながら、いじめの防止等の対策のために「いじめ防止対策委員会」を設置する。

〔共通理解事項〕

- ① いじめ問題は、未然防止及び早期発見・早期対応に、組織で対応する。
- ② いじめ対策に取り組む組織「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ③ 各学級や部活動等で起きていることを「いじめ防止対策委員会」で共有化し、担任や担当者を学校全体でフォローする。
- ④ 実態把握・解決に向けた役割分担と対応・経過観察・検証と、問題解決までの過程を明確にする。解消ととらえた後もなお注視し、安易に解決したと判断しない。
- ⑤ 時系列に沿って経過の記録を残しておく。（児童指導記録簿）

(2) 組織 「生徒指導委員会」「いじめ防止対策委員会」

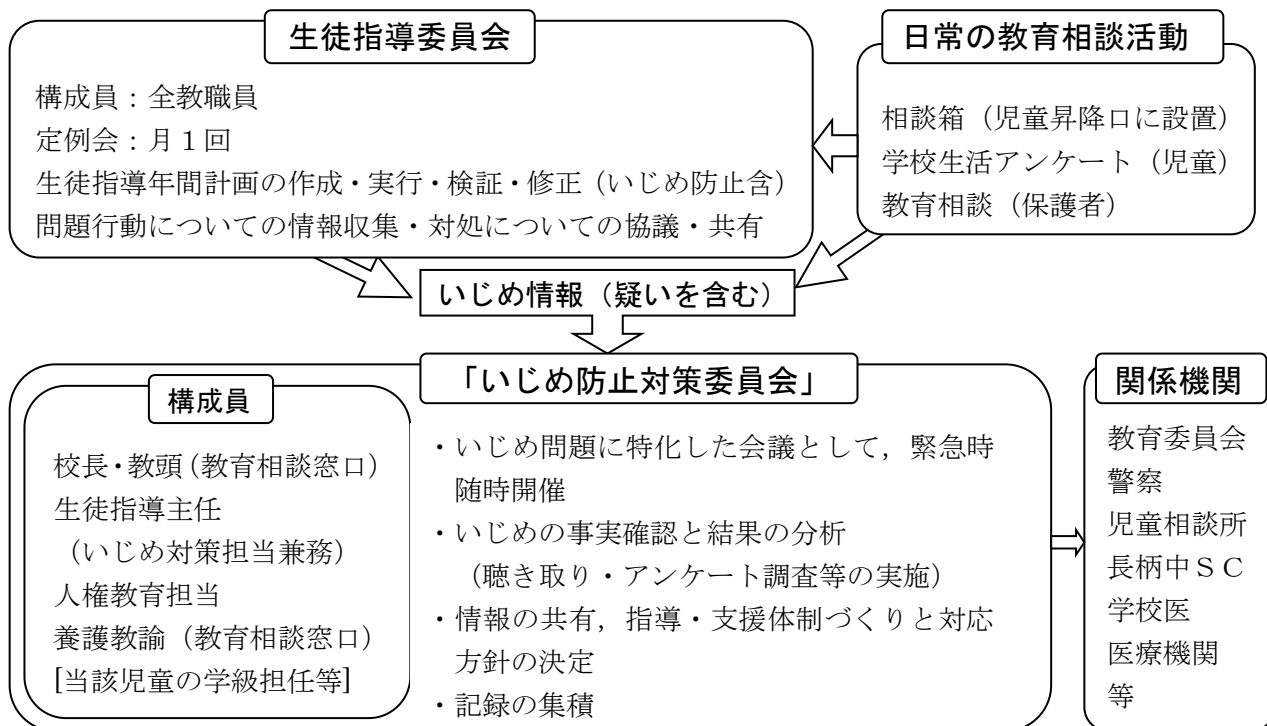
【主な活動】

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査，教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること（「生徒指導委員会」が主導する）
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること（「いじめ防止対策委員会」で対応）
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解に関すること

【開催】

「生徒指導委員会」の定例会を月1回開催する。

「いじめ防止対策委員会」をいじめ事案発生時に緊急開催する。



3 いじめの未然防止について

- (1) 学校の重点目標の一つとし、「いじめは絶対に見過ごさない」、「いじめは卑怯な行為である」との認識を持たせ、「いじめをしない・させない・許さない」ことに組織的に取り組む。
- (2) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を養うため，全ての教育活動を通じて，自己決定権や意見表明権を行使しつつ，わかるできる授業の展開・いじめのない環境づくりに取り組む教育・個を育てる道徳教育・「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の実施（学級活動年間指導計画による）・集団から学ぶ特別活動及び異年齢集団から学ぶ体験活動等の充実を図る。
- (3) 保護者や地域住民その他の関係者との連携を図り，いじめ防止の意識が高揚する児童会活動・部活動等に対する支援を強化する。
- (4) いじめ防止の重要性を深く認識するための啓発活動として，千葉県における「いのちを大切にするキャンペーン」の活用（1学期）・「いじめゼロ宣言」の掲示（通年），その他必要な措置として，代表委員会（児童会）を核として，人権集会等を実施する。実施にあたっては，保護者や地域住民の参加も呼びかける。

- (5) インターネットや携帯電話を利用したいじめに対する対応
- ① 児童に情報モラルを身につけさせる指導の充実を図る。
 - ② ネットパトロールの情報を児童及び保護者と連携共有し、事故防止に努める。
- (6) 教職員の資質向上
- ① いじめに対する認識を深める研修
 - ・ 様々ないじめの様態を知るケース研修
 - ・ 個性や差異を尊重する人権意識を高める研修・自己啓発研修
 - ② 教育相談技術の向上を図る研修
 - ・ 話術（リフレーミング・アンガーマネジメント等）研修
 - ・ 「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の活用方法
 - ③ 授業改善研修
 - ・ 楽しい・わかるできる授業の展開、生徒指導の機能を生かした授業づくり
 - ・ 道徳教育の指導方法

4 いじめの早期発見について

(1) アンケート調査の実施

いじめを早期に発見するため、在籍する児童及び保護者に対して定期的な調査を実施する。

この場合、いじめがあるという前提での調査が実施されると、それ自体で集団の閉塞感を生みかねないので、「学校での集団生活に不満を持っていないか」、「自己肯定感を持って日常生活を送れているか」、「お互いの人間関係に悩みを持っていないか」等の観点からの調査項目として実施する。

- ① 児童対象「学校生活いじめアンケート」調査の実施

※「学校生活いじめアンケート」（別紙資料1参照）（各学期1回以上）

(2) 個別相談の実施

- ① 児童対象、学級担任の教育相談による聞き取り調査の実施
（年3回：4月・10月・1月に教育相談週間の設定。
アンケート実施後、教育相談週間に全児童と個別面談）
- ② 保護者対象、教育相談による聞き取り調査
（4月の希望者対象の家庭訪問、7月・12月に個別面談を設定）
- ③ 教育相談の日常化
 - （ア）全教職員による日常の観察・声かけ
 - （イ）教育相談窓口（教頭・養護教諭）の設置と周知（児童・保護者）
 - （ウ）悩み相談箱の設置（児童）

5 いじめの相談・通報について

(1) 学校内の相談窓口の周知（児童・保護者）

- ① 教育相談窓口（教頭・養護教諭）の設置 35-2507
- ② 悩み相談箱の設置（昇降口前）

(2) 学校外の相談機関の周知（児童・保護者）

- ① スクールカウンセラーとの連携
- ② いじめの訴えや相談方法を児童と家庭に周知する。

・ 24時間いじめ相談
0120-0-78310
・ 子ども人権 110 番
0120-007-110
・ ヤングテレホン少年相談窓口
0120-783-497

6 いじめを認知した場合の対応について

(1) 基本的な考え方

- ① 迅速で適切な初期対応を心がける。
- ② いじめに関する相談があった場合は、一人で抱え込まず、組織で対応する。
- ③ いじめを受けた児童やいじめを報告した児童の安全を確保する。
- ④ いじめの関係者（保護者含む）と学校で情報を共有する。
- ⑤ いじめに関係した児童の心のケアに努める。
- ⑥ 犯罪行為並びに困難な事案については、関係機関と連携し対応する。
- ⑦ 再発防止に向けた取り組みを強化する。

(2) 発見から指導・組織的対応の展開

情報の把握

◎一人で解決しようとせず、遅滞なく報告する。

- ・いじめが疑われる言動の目撃
- ・アンケート調査への回答
- ・連絡帳やノート、授業プリント等から気になる言葉を発見
- ・児童や保護者からの訴え
- ・教職員からの情報提供

「いじめ防止対策委員会」

ア 事実確認と情報の整理

- ・いじめの態様、関係者・被害者・加害者等周囲の児童の様子

イ 対応方針

- ・緊急度の確認「自殺」「不登校」「脅迫」「暴行」等の危険度の確認
- ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
(2人体制が望ましいが児童の事情も考慮する)

ウ 役割分担

- ・被害者からの事情聴取と支援担当
- ・加害者からの事情聴取と指導担当
- ・周囲の児童と全体への指導担当
- ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

事情聴取

◎いじめの状況・きっかけ等をじっくり聞く。

[留意事項]

- ・聴取は、いじめを受けた者・周囲にいる者・いじめを行った者の順に行う。
- ・いじめられている子どもや周囲の子どもからの聴取は、人目のつかない場所や時間帯を配慮して行う。
- ・安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- ・関係者が複数いる場合は、個々に聴取を行う。(同時)別室。
- ・関係者からの聴取に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- ・情報提供者についての秘密を厳守し報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- ・聴取を終えた後は、教員が保護者に直接説明を行う。また、事案の内容や児童の様子により、当該者を自宅へ送り届けるなどの配慮をする。

【事情聴取の段階ではないこと】

- ・いじめられている子どもといじめている子どもに同じ場所で事情を聞くこと。
- ・注意、叱責、説教だけで終わること。
- ・双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ・ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ・当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

児童への指導・支援

【いじめを受けている児童への対応】

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方となり、守り通すことを約束する。 ・児童の表面的変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・担任を中心に、児童が話しやすい教員等が対応する。 ・いじめを受けた悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
支援	<ul style="list-style-type: none"> ・時間や場を確保し、じっくりと聞く体制を整え、安心感を与える。 ・学校はいじめを行う児童を絶対に許さないことや今後の指導の仕方を知らせる。 ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう児童のよさや優れているところを認め励ます。 ・いじめを行う児童との今後の付き合い方など、行動の仕方を具体的に指導する。 ・学校は、安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校の連絡先または相談機関の連絡先を教える。 ・「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。
経過観察等	<ul style="list-style-type: none"> ・面談を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。 ・自己肯定感を回復できるよう、授業・学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

【いじめを行った児童への対応】

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを行った背景を理解しつつ行った行為には毅然とした態度で指導する。 ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。 ・心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに指導を行う。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。 ・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。
支援	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。 ・自分がいじめを行ったことの自覚を持たせ、責任転嫁等を許さない。 ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら今後の行動の仕方について考えさせる。 ・不平不満・本人の満たされない気持ちなどをじっくり聞く。 ・いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめを受けている児童を守るため、出席停止の措置を講じたり警察等関係機関の協力を求めたり、厳しい対応策を取ることも必要である。 ・出席停止の措置を講ずる場合には、その後の展望について指導プログラムを作成し、順序を追って適切な指導を行うと共に、教育委員会や保護者間で十分な共通理解及び連携を図る。
経過観察等	<ul style="list-style-type: none"> ・面談を通して、教職員との交流を続けながら変化や成長を確認していく。 ・授業や学級活動を通し、エネルギーをプラスの行動に向かわせよさを認めていく。

【傍観したり周囲にいたりした児童への対応】

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは、集団全体の問題として対応していく。 ・いじめの問題に、教職員が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの事実を告げることは辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。 ・いじめを告げたことによっていじめを受けるおそれがあると考えている児童を、徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示す。
支援	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲にいた者・傍観していた者も問題の関係者である事実を受け止めさせる。 ・いじめを受けた児童の気持ちを考えさせる。 ・これからどのように行動したらよいか考えさせる。 ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
経過観察等	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。 ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

保護者との連携

【いじめを受けている児童の保護者との連携】

- ・事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問し、把握した事実を正確に伝える。電話で簡単に対応することはしない。
- ・児童を学校として徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。「お子さんにも問題がある」などの発言をしない。
- ・対応経過をこまめに伝えると共に、保護者から児童の様子等についての情報提供を受ける。
- ・いじめの全貌が分かるまで、いじめを行った児童の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

【いじめを行った児童の保護者との連携】

- ・事情聴取後家庭訪問を行い、事実を経過と共に伝える。
- ・いじめを受けた児童の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・誰もがいじめの加害者にも被害者にもなり得ることを伝え、学校は事実について指導し、児童をよりよく成長させたいと考えていることを伝える。

【日常的な連携】

- ・保護者の訴えには、親身に対応し、事実関係を調べて対応する旨を伝える。
- ・学校だよりや学級懇談会等で、いじめの問題に対する学校の認識や対応方針等を周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・いじめ発生時には、どのような指導・支援を行うか対応の方針を明らかにしておく。

7 重大事態への対処について

(1) 重大事態の基準

重大な事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある段階を指す。

これらの疑いが生じた段階から学校の設置者又は学校は調査の実施に向けた取組を開始する。

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(「法」28条より)

(2) 基本的姿勢

重大事態調査を行うに当たっては、学校の設置者及び学校は、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組むことが必要である。

調査の対応と並行して、対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等に取り組む。

犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり学校のみでは対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応することが必要。

(3) 重大事態の報告

- ① 重大事態が発生した旨を長柄町教育委員会へ報告する。
- ② 長柄町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 必要に応じて、警察等関係機関に報告する。
- ④ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ⑤ 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者及びいじめたとされる児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。必要に応じて、保護者説明会を開催する。

(4) 重大事態に対する平時からの備え

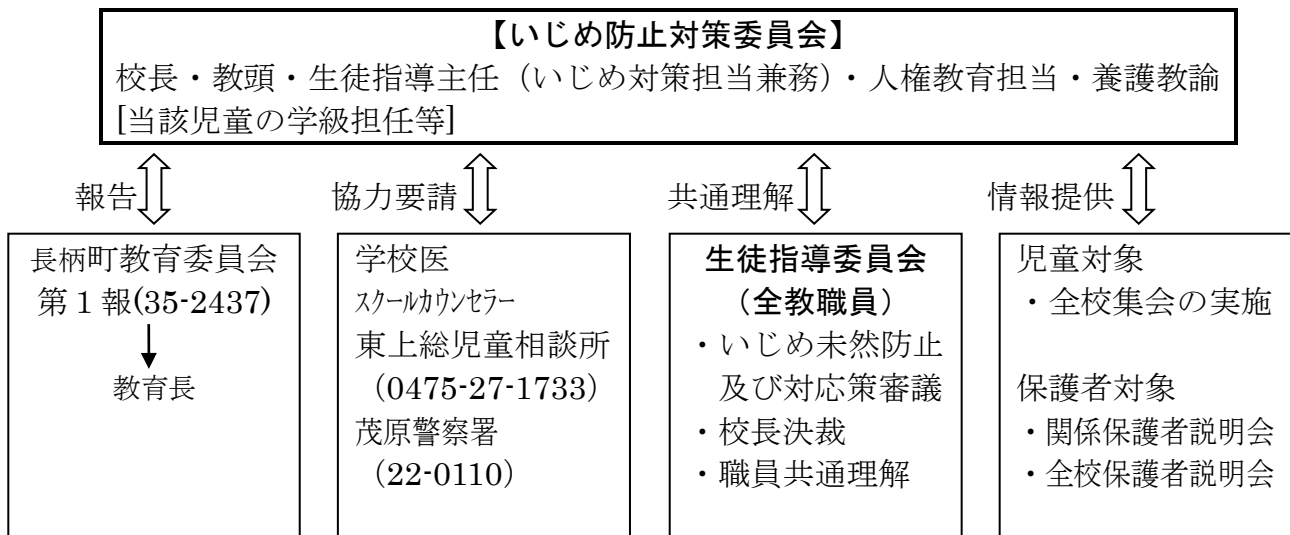
重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、法、基本方針、ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解することが必要である。

学校においては、学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。

学校の設置者においては、学校と緊密に情報共有を行い、重大事態が発生した場合に迅速に調査を開始することができるよう職能団体等と連携できる体制を構築しておくことが望ましい。

長柄町立小中学校いじめ対策組織及び初動体制（重大事態の連絡体制も含む）

- ① いじめ発見
- ② 「いじめ防止対策委員会」
- ③ 長柄町教育委員会への報告と連携
- ④ 警察への通報及び関係機関等との連携



(5) いじめの重大事案の発見・通報があった場合（児童生徒・保護者からの申立てを含む）

児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行う。

【「いじめ防止対策委員会」校長⇒長柄町教育委員会(35-2437)
⇒東上総教育事務所管理課(⇒指導室)⇒県教育委員会】
○速やかに情報伝達し情報の共有を図る。

(6) 調査組織の設置

調査主体は学校の設置者が判断する。不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。

特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織となるよう努める。

専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い重大事態は以下のとおり

- ① 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
- ② 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
- ③ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

(7) 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施の事前説明

調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながる。

事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、2段階に分けて行うことが望ましい。

関係児童生徒・保護者への説明も行う。

(8) 重大調査

重大事態調査の調査報告書に、盛り込む調査項目の共通事項は以下の通りである。

- ① 重大事態調査の位置付け
- ② 調査の目的、調査組織構成
- ③ 当該事案の概要
- ④ 調査の内容
- ⑤ 当該事案の事実経過
- ⑥ 当該事案の事実経過から認定しうる事実
- ⑦ 学校及び学校の設置者の対応
- ⑧ 当該事案への対処及び再発防止策の提言
- ⑨ 参考資料

(いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 第8章3節を参照)

8 公表、点検、評価等について

いじめ防止は、学校最大の教育課題の一つでもあり、学校・家庭・地域の連携・協力が大切である。そのためにも、本校の「学校いじめ防止基本方針」を公表し、いじめ防止の取り組みへの理解及び情報提供に協力を求めていく。今後もいじめ防止への具体的取り組みを更に深めるために評価・点検を心がけていく。

【具体的な方策】

- (1) 質問事項の検討を含め、アンケート調査及び分析を継続して行っていく。
- (2) 学校評価等で、いじめ防止基本方針の考え方や具体的な取り組み状況等について評価を受ける。(7月・1月実施)
- (3) PTA総会及び役員会、家庭教育学級や保護者面談を通して、いじめ防止に向けた取り組みの説明及び評価をうける。(4月・7月・11月・12月に実施)
- (4) 様々な機会を通して、本校のいじめ防止基本方針の点検評価を行い、見直しを行う。

9 その他重要事項について

- (1) 調査結果等の資料の保存について
いじめに関する調査結果等の資料については、文書の保存に関する規則に従い適切に取り扱う。
- (2) 教職員の業務の精選について
非効率的な事務が教職員のより本来的な業務を圧迫することがないように、業務を点検し、事務の効率化を図る。
- (3) 学校として特に配慮が必要な児童の指導について
 - ① 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについて、教職員が個々の児童の発達の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。
 - ② 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を推進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
 - ③ 性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の推進や、学校として必要な対応について周知する。
 - ④ 震災等により被災又は避難している児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、最新の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

別紙資料 1

学校生活いじめアンケート（1学期）

（ 月 日記入） （ ）年 氏名（ ）

このアンケートは、日吉小学校の学校生活を明るく楽しくするためにおこないます。しんげんに考えて、しょうじきにこたえてください。

※ あてはまるものに○をかき、（ ）にかきこみましょう。

1 がっこうは、たのしいですか。
（ たのしい・すこしたのしい・あまりたのしくない・たのしくない ）

2 クラスは、たのしいですか。
（ たのしい・すこしたのしい・あまりたのしくない・たのしくない ）

3 なかよしのともだちがいますか。 （ いる ・ いない ）

4 いま、だれかにいじめられていますか。 （ はい ・ いいえ ）

（はい）とこたえた人は、下の（ ）にかいてください。

・ だれにですか。 （ ）

・ どんないじめですか。 （ ）

5 ともだちがいじわるされていたり、いじわるしていたりしているのを見たことがありますか。 （ はい ・ いいえ ）

（はい）とこたえた人は、下の（ ）にかいてください。

・ だれが、だれにですか。 （ ）

・ どんなことですか。 （ ）

6 たんにんの先生のほかに、そうだんできる先生はだれですか。

（ ）

7 こまっていることや、なやみがあったら、かいてください。

（じぶんのこと（べんきょう・ところ・からだなど）、かぞくのこと・学校や先生のこと）